

## 第34回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和2年6月23日（火）午後2時  
閉 会 令和2年6月23日（火）午後2時30分  
場 所 市役所北庁舎3階第2会議室
  
- 2 会議録署名委員  
14番 伊藤久夫 委員      15番 筒井敏彦 委員  
17番 石坂脩 委員（会長）
  
- 3 出席委員  
1番 朝倉泰則 委員      2番 千金楽千詠 委員  
3番 田中繁 委員      4番 榎本重雄 委員  
5番 志水清隆 委員      6番 戸塚孝 委員  
7番 川辺初太郎 委員      8番 都築一 委員  
9番 菊池伸明 委員      10番 小林茂 委員  
11番 平田佳子 委員      12番 澤井泰造 委員  
13番 田中仁志 委員      14番 伊藤久夫 委員  
15番 筒井敏彦 委員      16番 河内邦男 委員  
17番 石坂脩 委員      18番 松村良夫 委員  
19番 市川耕作 委員      20番 小牧直子 委員
  
- 4 議 長  
17番 石坂脩 委員（会長）
  
- 5 事務局（説明員）  
小柴靖也事務局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員  
林光夫事務職員

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について (農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 その他
  - (1) 生産緑地地区の制限解除について
  - (2) 令和元年度農業振興事業の報告について
  - (3) 令和元年度農業委員会事業報告について
  - (4) 6月度活動報告について
  - (5) 次回の総会開催日
  - (6) その他

## 午後 2 時開会

○議長（石阪委員） 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただ今から、第 3 4 回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大の関係から 3 か月ぶりの総会となります。このコロナの影響はいろいろありますが、学校給食の停止や飲食店に納めている方などいろいろ大変だと思います。この前、6 月 1 1 日に狛江、調布、府中の会長と J A の役員との懇談会がありまして、席上、ここで相続が発生した方が、農地を売買するのに、やはりコロナの影響で路線価の 2 0 から 2 5 パーセント下回る額でなければ売買できず、予定していた農地に他の農地を足して処分するという状況がでてしまったようで、J A で何か方策を取れないかとの話がありました。J A では個人的なものなので対応は難しいとのことでした。このようにいろんな面で影響が出ています。おかげさまで、皆さまは元気なようなので良かったと思います。

それでは会議に入ります。本日は全員の方が出席しています。会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、1 4 番、伊藤委員さん、1 5 番、筒井委員さんをお願いいたします。

また、会議の時間短縮に心がけ、感染リスクの低減を図りたいと思いますので、議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていることから省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第 1 号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は 2 件です。事務局から現地確認に委員さんの紹介をお願いします。

### 第 1 号議題の説明文

第 1 項、届出者は住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、住吉町〇の〇〇の〇、〇の合計 2 筆、6 5 7 平方メートル。届出書が到達した日は令和 2 年 4 月 2 1 日、転用の目的はコンビニエンスストアとなっております。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

第2項、届出者は八幡町〇丁目〇番地の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、緑町〇の〇〇の〇〇，〇〇の合計2筆、151平方メートル。届出書が到達した日は令和2年6月5日、転用の目的は専用住宅となっております。

4 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は田中仁志委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地確認は澤井委員さんをお願いしています。

第2項は田中仁志委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、第1項、澤井委員さん如何ですか。

○委員（澤井委員） はい、当該地の北側は私の家なので毎日のように見えています。順調に出来上がってきています。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、田中仁志委員さん如何ですか。

○委員（田中仁志委員） はい、6月8日に現地確認に行ってきました。工事中ではありますが、問題はありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項、第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は5件です。事務局から申し上げます。

#### 第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は西東京市北原町〇の〇の〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は是政〇の〇〇の〇〇，〇〇、清水が丘〇の〇〇の〇〇，〇〇の合計4筆、850.08平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年3月26日、転用の目的は建売住宅5棟となっております。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

第2項、譲り受け人は幸町〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇、〇〇〇、譲渡人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、土地の所在は小柳町〇の〇〇の〇、75平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年4月3日、転用の目的は専用住宅となっております。

4 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸塚委員さんをお願いしています。

なお、本件は昨年10月に建売住宅6棟を目的に〇〇〇〇が所有権を得て、営業をしていた6区画のうちの一つですが、譲受人が自らハウスメーカーを探すので、土地のみを購入したいとの強い要望から再度の転用届出となったものです。

第3項、譲り受け人は晴見町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、譲渡人は港区赤坂〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇、土地の所在は栄町〇の〇の〇、109平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年4月6日、転用の目的は専用住宅となっております。

6 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

なお、本件も昨年4月に建売住宅2棟の建築を目的として、転用届が出され、今回の譲渡人である〇〇〇〇〇が所有権を取得し、建売住宅の営業活動をしていたところ、今回の譲り受け人が土地のまま購入し、自ら工務店を選びたいとの強い要望があったことから、再度の転用届出となったものです。

第4項、譲り受け人は是政〇の〇の〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇、譲渡人は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は是政〇の〇〇の〇、〇〇の合計2筆、612平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年4月10日、転用の目的は資材置場となっております。

8 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

第5項、譲り受け人は新宿区高田馬場〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は小柳町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、969平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年6月1日、転用の目的は建売住宅8棟となっています。

10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は川辺委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、第4項の現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

第2項は戸塚委員さんをお願いしています。

第3項は菊池委員さんをお願いしています。

第5項は川辺委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、第1項と第4項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、確認しましたところ、第1項は、現在下水管等が入って工事が進んでいます。問題ありません。第4項は道路と畑の高さが違うので、砕石等を入れ均した状態です。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、戸塚委員さん如何ですか。

○委員（戸塚委員） はい、以前にも確認しましたが問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第3項、菊池委員さん如何ですか。

○委員（戸塚委員） はい、ここも何度か確認していますが、特に問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第5項、川辺委員さん如何ですか。

○委員（川辺委員） はい、6月13日に確認してきました。ここは田んぼでそのままになっており、草が生えていましたが問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項から第5項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は11件です。事務局から説明をお願いします。

### 第3号議題の説明文

第3号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成29年7月20日から令和2年5月13日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇の〇、〇、〇、〇の〇〇の〇、〇、〇〇、〇の〇の〇、〇、〇、〇、〇の合計11筆、田と畑を合わせて2,804平方メートル。

第2項、次の者が平成29年7月5日から令和2年5月17日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、小柳町〇の〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は小柳町〇の〇の〇、畑、905平方メートル。

第3項、次の者が平成29年5月11日から令和2年5月21日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国立市谷保〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇、田、1,082.01平方メートル。

2ページに移りまして、第4項、次の者が平成29年10月13日から令和2年5月28日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇、〇の〇〇の〇〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、西府町〇の〇〇の〇、〇の合計8筆、田と畑を合わせて2,632.59平方メートル。

第5項、次の者が平成29年6月6日から令和2年5月31日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、分梅町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は分梅町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇の合計5筆、田、1,225平方メートル。

第6項、次の者が平成29年5月8日から令和2年6月4日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、〇、〇、〇〇の合計4筆、畑、1,132.17平方メートル。

3ページに移りまして、第7項、次の者が平成29年6月2日から令和2年6月4日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、畑、1,502.34平方メートル。

第8項、次の者が平成29年5月19日から令和2年6月7日まで、引き続き

農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇、土地の所在は小柳町〇の〇の〇〇、畑、1, 599.59平方メートルで全体の60パーセント。

第9項、次の者が平成29年5月19日から令和2年6月7日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇、土地の所在は小柳町〇の〇の〇〇、畑、1, 066.39平方メートルで全体の40パーセント。

4ページに移りまして、第10項、次の者が平成29年6月30日から令和2年6月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は住吉町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇、〇〇の合計7筆、田、1, 901平方メートル。

第11項、次の者が令和元年5月15日から令和2年6月10日まで、引き続き農園用地貸付けを行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、〇、〇の合計3筆、畑、1, 351平方メートル。

5から8ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、小松菜を生産しています。

9、10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は榎本委員さんをお願いしています。

11から13ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

14ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸塚委員さんをお願いしています。

15から17ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米を生産しています。

18ページの案内図は当該地を示しております。

19から22ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

23から25ページの案内図は当該地を示しております。以上の第3項、第4項の現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

26から28ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業

経営に関する明細書で、お米、里芋等を生産しています。

29ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石阪会長さんをお願いしています。

30から32ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、柿、キウイを生産しています。

33ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は都築委員さんをお願いしています。

34から36ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

37ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は平田委員さんをお願いしています。

38から43ページは〇〇氏から提出された2件の証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、野菜等を生産しています。

44ページの案内図は当該地を示しております。以上の第8項第9項の現地の確認は戸塚委員さんをお願いしています。

45から47ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、野菜を生産しています。

48ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川委員さんをお願いしています。

49から52ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書、特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書です。

当該地は市民農園にする予定で貸付けを行いましたが、現在契約している区画が少なく、契約している区画以外は家族が耕作し野菜を生産しているとのことです。

53ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸塚委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地確認は榎本委員さんをお願いしています。

第2項、第8項、第9項、第11項は戸塚委員さんをお願いしています。

第3項、第4項は松村委員さんをお願いしています。

第5項は石阪会長さんをお願いしています。

第6項は都築委員さんをお願いしています。

第7項は平田委員さんをお願いしています。

第10項は市川委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、第1項、榎本委員さん如何ですか。

○委員（榎本委員） はい、3箇所ともきれいに耕作されており問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、第8項、第9項、第11項、戸塚委員さん如何でしょうか。

○委員（戸塚委員） はい、第2項はとうもろこし等が植えてあり、大変きれいになっていて何の問題もありません。第8項第9項はキウイフルーツと野菜が植えてあり草もなく問題ありません。第11項の北側の有料農園は半分くらいしか使われておらず、南側も草がありましたがやむを得ないと思います。

○議長（石阪委員） はい、第3項と第4項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、第3項は一部に里いもが植えてあり、それ以外は田んぼで稲が植えてありました。肥培管理は大変良好で問題ありません。第4項は農地が数か所ありますが、それぞれパイプハウスでいろいろな野菜を作っています。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第5項は私です。一生懸命耕作しており問題ありません。第6項、都築委員さん如何ですか。

○委員（都築委員） はい、6月10日に現地の確認をしました。柿が植わっており、良く管理されていました。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第7項、平田委員さん如何ですか。

○委員（平田委員） はい、じゃがいも、パプリカ、キャベツ等が栽培されました。キャベツの一部に病気が発生したようで、廃棄せざるを得なかったそうです。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第10項、市川委員さん如何ですか。

○委員（市川委員） はい、20日に現地を見てまいりました。道路の西側は田んぼで稲が植えられていました。東側は夏野菜が各種植えてあり問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項から第11項については証明することとい

たします。

次に、6「その他」に入ります。

その他の資料につきましても、事務局からの説明は省略して、委員さんがご一読の上、質問等あればお願いします。

○議長（石坂委員） まず（1）「生産緑地地区の制限解除について」ですが、何かありますか。（…）

ないようですので、次の（2）「令和元年度 農業振興事業報告について」になりますが、何かありますか。

○委員（市川委員） はい、15番の西府用水の整備事業ですが、このポンプ1台で終了ですか。

○事務局（加藤主査） はい。

○議長（石坂委員） 次に（3）「令和元年度 農業委員会事業報告について」ですが、何かありますか。

（…）

○議長（石坂委員） ないようですので、次の（4）「6月度活動報告について」及び（5）「次回の総会開催日」ですが何かありますか。

（…）（公園緑地課職員来席）

○議長（石坂委員） 次に、（6）の「その他」に入ります。本日は公園緑地課から特定生産緑地関係の連絡があるとのことで、公園緑地課職員の方が来ていますので、早速説明をお願いします。

○公園緑地課（轟課長） 皆さん、こんにちは、公園緑地課の轟です。今年度初めての農業委員会ということで、4月の定期人事異動がありまして、当課でも生産緑地関係の担当が異動になりましたので、そのご挨拶と特定生産緑地の関係で若干説明をさせていただきたいので、おじゃましました。

○公園緑地課（能渡係長） 皆さん、こんにちは、この4月に前任の宮本に代わりまして着任しまして、生産緑地の指定、解除等を担当する能渡と申します。よろしくをお願いします。

2年後に特定生産緑地という制度が始まりますが、こちらの関係書類を昨日郵便局に持ち込みまして、早い所では本日着いているようです。ご不明な点がございましたら、公園緑地課までご連絡いただければ対応してまいりますので、よろしくをお願いします。また、本来ですと4月5月に説明会を開く予定にしていたのですが、コ

ロナの関係で開催できませんでした。このため、今回お送りした郵便物の中に手引きをいれておきました。手引きはできる限り分かりやすくしていますので、是非ともご一読いただきたいと存じます。受付につきましては7月から来年3月までとじています。提出書類につきましては申請書類を始め印鑑証明、登記の全部事項証明書等いろいろありますが、どうぞよろしくお願ひします。また、提出していただく書類はいわゆる原本でお願ひします。以上でございます。

○議長（石坂委員） 課長、JAとの関係はありますか。

○公園緑地課（轟課長） 担当がJAさんに郵送する書類を、事前にみてもらいました。

○公園緑地課（能渡係長） 書類自体は難しくないのではフォローできるとの話をいただいています。

○議長（石坂委員） 窓口にお伺いするのはどうですか。

○公園緑地課（能渡係長） 大丈夫ですがコロナの関係と混んでいると対応が遅くれると思われまますので、事前にご連絡をいただきたいと思ひます。

○委員（市川委員） はい、私は農協で全部やってくれるというので、書類をそのまま渡してあります。参考までに。

○議長（石坂委員） 他によろしいですか。

（…）

○議長（石坂委員） ここで公園緑地課職員は退席しますので、少しお待ちください。

（公園緑地課職員退席）

○議長（石坂委員） それでは委員さんから何かありますでしょうか。

○委員（菊池委員） はい、毎年行っている生産緑地の追加申請の現地調査です。本年は7月6日に行いたいと思ひます。午後2時ごろの出発としたいと思ひます。詳細については土地利用部会の委員さんに事務局からFAXでお送りしますので、よろしくお願ひします。

○議長（石坂委員） 事務局からどうですか。

○事務局（小柴事務局長） はい、農業委員会でも人事異動がありましたので紹介します。まず係長の加藤です。次に榎澤職員です。次にこの4月から農業委員会の仕事をしている林職員です。次に佐伯職員です。ここにはいませんが、農政係では塩澤職員、中村職員、あと松本職員が異動しまして、新人の福田職員がまいりました。

た。私、小柴を入れて合計８人で農業の方を担当させていただきますので、今後ともよろしくをお願いします。

○議長（石坂委員） はい、何かございますか。

それでは、本日の議事はすべて終了となりますので、「第３４回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後２時３０分閉会